

市の人口

(11月1日現在)

世帯数

12,542世帯 43世帯増

人口

男 22,686人 73人増

女 23,536人 54人増

計 46,222人 127人増

市報

のいしおか

11月号

市の木:ケヤキ

市の花:ヒマワリ

発行:石岡市役所 編集:企画室広報公聴係

—272—

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

「街づくり」の整形手術

八軒向区画整理事業

完成

東小屋上より八軒向区画整理を望む

市では、昭和四十八年に始めて区画整理事業が組合施行として実施（彦市山区画整理組合一八・八（クータル））され、続いて今回八軒向区画整理組合の事業が完成いたしました。

これら事業は、伸びゆく石岡市の将来の「街」づくりとして住み良い、環境の整備された市街地造りの第一歩として、市民のみなさんに理解されつつあり今後の駅東地区の整備、更には全市域の整備にと期待を寄せるともすぐれた手法であります。

区画整理事業は都市計画の母といわれています。

それは、都市計画区域内の土地に於いて、その所有者及び借地権者が組合をつくり、広い地域にわたり、生活に必要な道路公園、排水等公共施設の整備改善を図ると共に、個々の宅地が整形され、生活の環境を整備することです。このように区画整理は健全な市街地造りに、もつともすぐれた手法であります。

この地区の区域は東大橋字八軒向、仁平谷津、深久保の一部及び外野町の一部で三〇・三ヘクタールの面積があり、以前は大半が起伏した山林で、一部に畑や水田があったところでした。

昭和四十六年に市街化区域の第一種専用住居地域に指定されており、地形に合った整地を行ない、土地を有効に利用できる

よう勘案し、地区全体が健全で快適な居住性をもつ郊外住宅地として発展するよう諸施設の配置がなされました。

将来は六〇〇世帯、人口二一〇〇人の住宅地になるため、次のような施策が整備されております。

● 街路は地区を貫通する都市計画道路（村上、六軒線中員十二メートル）を基線に中員十二メートル及び十メートルの歩車道区分をした街路、その他は六メートル、一部四メートルとし、なるべく通過交通を生じないよう配置され、すべて舗装整備されております。

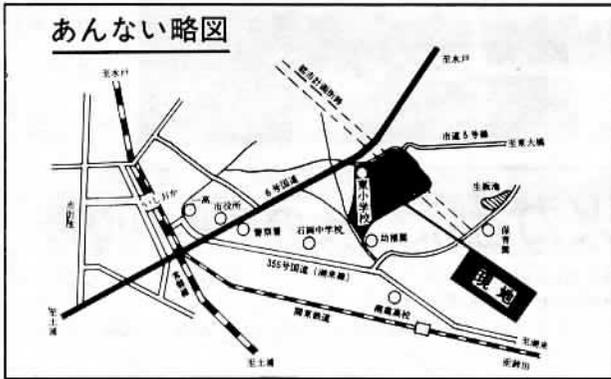
● 排水は雨水のみ整備されています。なお汚水は将来は霞カ浦流域下水道事業の一環として暗渠が埋設されることになっていますが現在は取り扱いません。

● 公園は三カ所設置され、地区内に市立東小学校があります。

● 八軒向区画整理組合では、現在、一般の皆様は保留地（分譲地）の分譲をしております。（問い合わせは都市開発部へ）



入居も始まり新しい街づくりのスタート

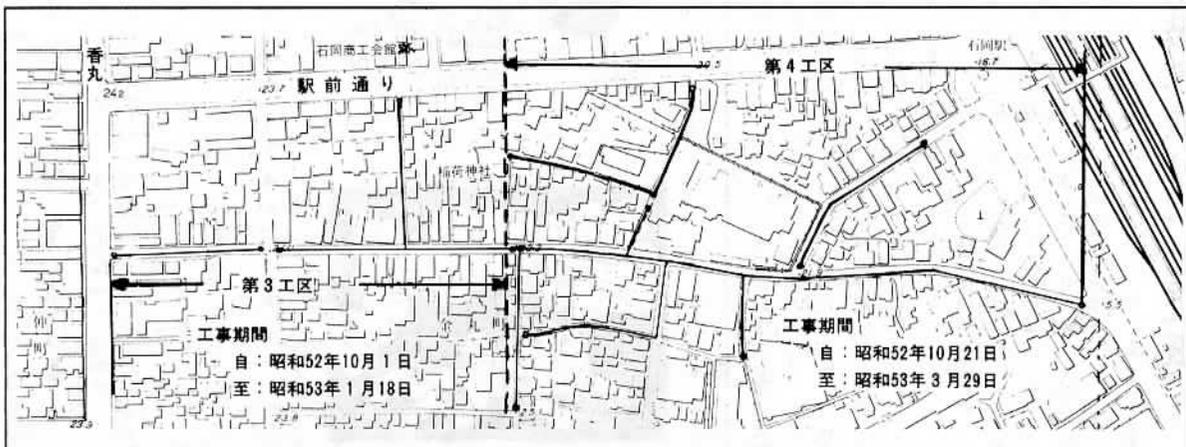


八軒向区画整理事業による土地利用状況

総面積	303,000㎡	
総事業費	743,300,000円	
公共施設	67,666㎡	道路、排水公園（3カ所）
宅地(雑)	235,334㎡	保留地 107区画 31,476㎡

昭和52年度 公共下水道工事急ピッチ

只今、6号国道の一部等のほか、第3、第4工区（図面）の工事が進められております。この工事区間内は、期間中歩行者をのぞき全面交通止となっております。市民のみなさまには、大変ご迷惑をおかけしますが、主旨をご理解の上、ご協力願います。



みんなの消費生活展

12/10(土)～11(日) 午前10時～午後3時
市民会館及び市民広場

- パネル展示コーナー
- 実演展示コーナー
 - 霞カ浦と洗剤、手づくりの味
 - リフォーム、防火展、電気事故防止、生活の簡素化等
- 特設コーナー（市民会館）
 - 日用品チャリティバザール（皆でもちより、ゆずり合い）
 - 収益金を福祉事業に
- 消費生活相談コーナー
- 防災相談所コーナー
- 屋外特設コーナー（市民広場）
 - もちつきサーピスと野菜即売
 - 消火実演

昭和四十九年から五十一年の三カ年に建物を含め一二二件の火災が発生し、一億三千三百七十四万円の損害をだしています。今年に入ってから、十月二十三日現在で二十七件の火災があり、四千七百七十七万円の損害をだしております。

もう一度身近かな火に関心を

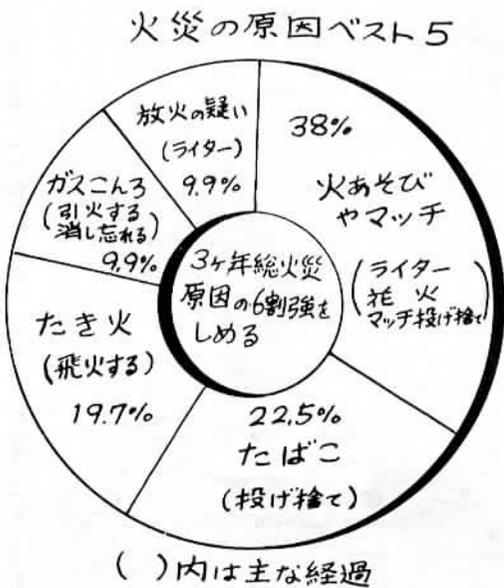
秋季全国火災予防運動 11/26~12/2

3カ年間に1億3,374万円が灰に

原因は火あそびがトップ

過去三カ年の火災原因のベスト5は次表のとおりです。この表でもわかるように子供さんの火あそび（これらに要因はマッチ、ライターあそびによるもの）やタバコの投げ捨てがトップクラスにあげられており

また、これからの季節は暖房器具の消し忘れや取扱上の不注意、たき火の不始末や飛火等の原因によるものが多くなつてまいりますので、日常生活の「ナレ」からくる心のゆるみをあらためて反省したいものです。



ただけならまだしも、これが天ぷらなべだつたら大変です。電話や来客などでその場を離れたために、油なべに火が入って火事になった例はよくあります。その場合の消火法ですが、よくご存知だとは思いますが、

主婦の立場から

ここで覚えて記します。消火器がなかった場合、先づガス栓を締めること。そして手近にあるなべのフタをかぶせま

す。手近にフタがなかったら、生野菜を投げ込む。ぬれ布巾をかぶせるように投げ入れる。消火器を使う時は、炎には

日頃、なんとなく使用している「火」は、私達の日常生活にはかかすことの出来ないものであり、その反面防火に対する心づかいはややもすると怠慢になりがちです。火を多く使う季節を迎え、火災がおこりやすくなつてまいります。そこで今月は間近に秋の火災予防運動も始まりまうので、市の火災発生状況等をお知らせしながら、もう一度みなさんの家庭での防火対策を考えてみましょう。



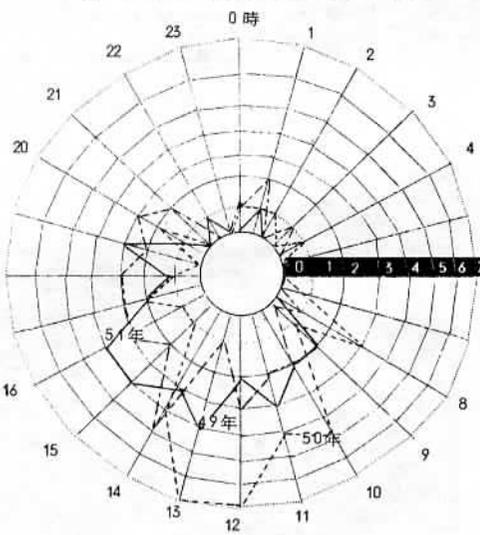
昨年十二月から二ヶ月間、市内国府の子供さんたち（佐藤真司、鶴藤康徳、米栖正之、齊藤小池正人君以上二丁目、沼崎俊広君四丁目）は毎晩七時から二時間位、市内目黒き通り二一三キロの夜警を行いました。

時間帯では午後が要注意!

それでは、次に最近の資料を基に月別、時刻別に火災の発生状況をグラフに表わしましたのでごらんください。

この表は過去三カ年の火災発生状況ですが、これを見ますと月別では二月から四月に多く発

3カ年の時刻別火災発生件数



一日一回は防火の反省を

- 1 幼児、老人だけを残して外出することは極力避けよう。
- 2 幼児、老人の安全な避難方法を考えよう。
- 3 就寝前の火の元点検を必ず行なう。
- 4 寝たばこは絶対にやめよう。またさせないよう注意しよう。
- 5 自分の使う火は消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう。

“火が出た”そのときの心得

火事を出さぬことが肝心ですが、もし「火が出た」としたらあなたならどうしますか……。ふだんあまりにも身近にある「火」は、わりと油断しがちではないでしょうか……。そこで次に初期活動の3つの順序をあげてみましょう。



- ### 一、早く知らせる
- 早い通報がキメ手!
 - 火災を知ったら「119」おちついて町名、番地、目標を正しく知らせる。
 - 大声で近所の人に知らせる。
 - 一人で内緒で処理しようとするのは一番危険なことです。



- ### 二、早く消す
- 火災は小さいうちに消す。天井に火がうつる前なら消せま
 - 風呂水も防火用水になります。
 - 油に火がついたら、ぬれタオルか足もとにあるマットを手前から向うへおおいにかぶせる。



- ### 三、早く逃げる
- 煙はあなたより速い!
 - 煙の中ではできるだけ姿勢を低くする。
 - ハンカチやタオル（ぬれたら方が効果的）を口や鼻にあて
 - 早く逃げるとは、この煙から逃げるのだとおぼえましょう



このカットは「バックカッター」になっております。ライオンズクラブ、石岡地方危険物安全協会より各2,000枚づつ寄贈されたもので、火災運動中参加された方々に差し上げます。

お知らせ

し尿汲み取り料は証紙で

市では、し尿汲み取り料は現金ではなくかならず証紙でお支払いいただくことになっております。この証紙は、近くの証紙販売店（たばこ屋さん）でお求め下さい。それらの証紙は、確認伝票にはり業者に提出することになりますので、留守にする場合は近所の方に頼むか便槽の近くに伝票を下げてください。

◎ 次のような場合には、市生活環境部業務係へ申し出て下さい。電話(三)一一一内線二三三番

(一)住所や世帯員に異動があったとき。

(二)確認伝票がなくなったとき。

(三)便所を改良したとき。(し尿浄化槽等)

(四)汲み取り料に不審があるとき。

技能専門校の生徒を募集

技能専門校とは、職業訓練法を養成する県立の訓練施設です。新規卒業者または職業をはな

私たちと国民年金

加入者は総人口の1/4

国民年金は、農林業、商業、自営業または、家事に従事する人々で、二十才から五十九才までの人が加入する制度ですが、他の公的年金（厚生年金や共済組合など）に加入していてもやめた場合には国民年金に加入しなければなりません。

また、他の公的年金に加入している人の配偶者や年金をうけている人などは、本人の希望により加入できます。（サラリーマンの奥様などで任意加入といえます。）現在（七月末日）市内での加入者は、一三〇六人で、市の総人口の約四分の一に相当する人が加入しております。そこで今月は年金の相談や問い合わせのなから、国民年金のあらましを紹介いたします。

年金の支給状況

年金の給付は、老齢、療疾、病氣やけが、死亡など、所得の喪失または減少をもたらす事故に対して年金を支給し、生活の安定をはかるものです。

年金給付の種類（提出制の年金）は八種類ありますが、現在市において支給されている内容は次のとおりです。（七月末現在）

- 老齢年金 一、九五〇人
- 遺児年金 二人
- 障害年金 五四人
- 母子年金 五五人

最近の一年以上保険料を納めていない人が病氣やけがをして身体障害者となったとき、夫が死亡し保険料を最近一年以上納めた妻が十八才未満の子といっしょに暮らすようになったとき、（障害児は満二十才まで）



このほか福祉年金をうけている人が一、七六〇人おり、昭和五十一年度には六億八千七百万円の年金を支払っています。

年金額はこうなりました

7月より9.4%アップ

◎拠出年金（7月から）
（カッコ内は引き上げ前の額）

標準	老齢年金	月額	月額
25年	年金	35,558円	(32,500円)
10年	年金	22,425円	(20,500円)
5年	年金	16,408円	(15,000円)
1級	障害年金	45,125円	(41,250円)
2級	障害年金	36,100円	(33,000円)
	母子年金(準母子・遺児年金)	36,100円	(33,000円)
	保険料	2,730円	(2,200円)

(53年4月から)

◎寡婦年金 夫の受けられる老令年金額の半分

◎福祉年金（8月から）

標準	老齢福祉年金	月額	月額
	年金	15,000円	(13,500円)
1級	障害福祉年金	22,500円	(20,300円)
2級	障害福祉年金	15,000円	(13,500円)
	母子福祉年金(準母子)	19,500円	(17,600円)

支払期月の変更 4.8.12月 (1.5.9月)
(52年11月から)

※12月の支払分にかぎって、1ヵ月繰上げ11月から支給できます。なお、今年の12月支払分は（9月、10月、11月）の3ヵ月分の年金額となります。

●いままでの支払開始日は6日でありましたが、今後は11日に変更されました。

サラリーマンの奥さんの場合

市内では、一九七一年の加入者があり、大変有利な制度です。国民年金に加入していなかった期間も通算して年金をうける資格期間となります。

しかし、年金額は実際に保険料を納めた期間をもとに計算します。若いうちから加入し保険料を納めれば、高い年金がうけられるし、思いがけない災難や、不幸にあつた際も、老後の安心が得られます。

早くからもらうときはどうだろう

提出制の年金がスタートしたのは昭和三十六年四月からで表はその時から加入し、六十才になるまでの間、ずっと保険料を納めていた人の納付年数と老令年金の額を表わしたものです。この割合は一生変わりがありません。

この表でも、六十才を過ぎればいつからでももらえますが、その額は「一才ごとに支給される率」がちがっております。たとえば拠出年金がスタートしてからずっと未納なく保険料を納めていると、今年で十五年

年金の資格期間はどうか

老令年金は、原則として保険料納付済期間や免除期間が六十才までに最低二十五年以上ある間が短縮されています。

資格期間の短縮(表1)

生まれた月	当時の年齢(S.36年4月)	必要な加入期間
大正5年4月1日以前	45才	10年
大正6年4月1日	44才	11年
大正7年4月1日	43才	12年
大正8年4月1日	42才	13年
大正9年4月1日	41才	14年
大正10年4月1日	40才	15年
大正11年4月1日	39才	16年
大正12年4月1日	38才	17年
大正13年4月1日	37才	18年
大正14年4月1日	36才	19年
大正15年4月1日	35才	20年
昭和2年4月1日	34才	21年
昭和3年4月1日	33才	22年
昭和4年4月1日	32才	23年
昭和5年4月1日	31才	24年

(表2)

保険料納付年数	受給始めの年令と年金額					
	65才 (100%)	60才 (58%)	61才 (65%)	62才 (72%)	63才 (80%)	64才 (89%)
66	269,100	156,100	174,900	193,800	215,300	239,500
65	279,600	162,200	181,700	201,300	223,700	248,800
64	290,100	168,300	188,600	208,900	232,100	258,200
63	300,600	174,300	195,400	216,400	240,500	267,500
62	311,100	180,400	202,200	224,000	248,900	276,900
61	321,600	186,500	209,000	231,600	257,300	286,200
60	332,100	192,600	215,900	239,100	265,700	295,600

受給権をなくさないように

以上、国民年金のあらましを説明しましたが、いづれも保険料を未納なく納めていただくことが大切です。又、当然加入すべき人達が、加入した時点で未納がある場合は、二か年まではさかのぼって保険料を納める事ができます。保険料の納期限は六月、九月、十一月、一月のそれぞれ末日となっています。

◆◆◆◆◆

このように、私たちの一生を考えてみると不幸にして病氣やけがで障害者となったり、一家の働き手がなくなったとき、あるいは年をとって働けなくなつたときに、どのようにして生活を支えていくかという事は極めて重要な問題です。

そのため、私達は働いている間に貯金をしたりして、老後や不慮の事故に備えておられますがこのような個人の力には限度があります。

そこでこのような不安にこたえるのが年金の役割です。

市民ゴルフ大会に参加を

次により、体育祭市民ゴルフ大会を開きます。

市民の皆様多数の参加をお待ちしております。

(1)日時 昭和五十二年十一月二十四日(木)

(2)会場 東筑波ゴルフ場

(3)参加料 一〇〇〇円(申込込)

(4)申し込み 昭和五十二年十一月二十一日(月)正午まで

(5)申込先 教育委員会体育保健課 (一一一内線三五四番)

主催 体育協会レクリエーション部 後援 教育委員会

「団員募集」スポーツ少年団

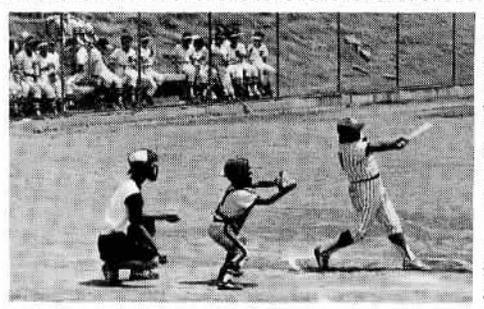
スポーツ少年団とは、集団でのスポーツ(レクリエーションを含む)の遊びを味い、たくましい心や体をつくることをねらいとして、市内各地域の少年たちが自分たちでグループ(団)をつくり、スポーツを中心とした活動を自主的、計画的に続けて行なっていくクラブです。

現在市内には、九団体二一五人の団員が加入登録をしております。このようなスポーツ及びレクリエーションを団体活動として実施して行きたい人は次の事項に該当する方ならどなたでもけっこうです。

○加入出来る人
九才から十九才までの少年(ただし指導者(成人)を一名以上含めること)

○登録料
一人年額 二〇〇円
(53年度からは、三〇〇円)

※くわしいこと、申し込みは教育委員会体育保健課へ。
電話(一一一内線三五四番)



スポーツ少年団とは、集団でのスポーツ(レクリエーションを含む)の遊びを味い、たくましい心や体をつくることをねらいとして、市内各地域の少年たちが自分たちでグループ(団)をつくり、スポーツを中心とした活動を自主的、計画的に続けて行なっていくクラブです。

現在市内には、九団体二一五人の団員が加入登録をしております。このようなスポーツ及びレクリエーションを団体活動として実施して行きたい人は次の事項に該当する方ならどなたでもけっこうです。

○加入出来る人
九才から十九才までの少年(ただし指導者(成人)を一名以上含めること)

○登録料
一人年額 二〇〇円
(53年度からは、三〇〇円)

※くわしいこと、申し込みは教育委員会体育保健課へ。
電話(一一一内線三五四番)

市民カレンダー

11 月

(11月15日～12月14日)

日 曜	行事・相談など	予防接種・検診など
15 火		
16 水	郷土史講座(市役所4階会議室)午後1時～ 老人健康相談(老人憩の家)午前10時～午後3時	軍人恩給(一時金)の請求を ◆軍人として、引き続き又は通算して3年以上勤務された方は、次のところにご相談ください。 問い合わせ先 ○各地区の軍恩連支部長か石岡市連合支部会々長宅(若松町 石塚宗一 ③-0130) ○市福祉事務所社会係(③-1111・内線253番)
17 木		
18 金	交通事故、困りごと相談(市民会館)午前10時～午後3時	
19 土		
20 日	文化祭将棋大会(市民会館)午前10時～午後4時	
21 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談 午前9時～午後4時	
22 火	ママさん美容空手教室(石岡小)午後3時～4時30分 指導者 萩原文吉	
23 水	文化祭、合唱祭(市民会館)午後2時～4時	
24 木	毛筆講座(市役所)午後1時～ 講師 山内南城 献血(市民会館)午前9時30分～午後3時30分 市民ゴルフ大会	
25 金		
26 土	文化財少年教室(城南中)午後1時～ 消防秋季点検(石岡中)午前9時～	
27 日	点字講習会(市民会館)午前10時～12時 手話講習会(市民会館)午後2時～4時	
28 月	妊婦教育(市役所)午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談 午前9時～午後4時	
29 火	家庭教育講演会(商工会議所)午前10時～12時 講師 筑波大 高久清吉 1日消防署長及消防士(市内事業所)午前8時30分～	
30 水		
1 木	幼児教育(市役所)午後1時～ 講師 県南教育事務所社教主事	納 税 11月 国民健康保険税 国民年金 12月 固定資産税 都市計画税 経口生ポリオ投与 12月12日 関川公民館 午後1時30分～2時30分 12月13日 高浜公民館 " " 三村公民館 " " 12月15日 東地区会館 " " 12月16日 市民会館 " " ※対象者 1回目 S52.2.1～7.31生れの者 2回目 S51.8.1～S52.1.31生れの者 3才児健診(市民会館)午後1時30分～2時30分(該当者S49.7.1～10.31生れの者のみ) 3才児健診(市民会館)午後1時30分～2時30分(該当者S49.11.1～11.30生れの者のみ) 3ヵ月児健診(市民会館)午後1時30分～2時30分(該当者S52.8.1～8.31生れの者のみ)
2 金	困りごと相談(市民会館)午前10時～午後3時	
3 土	文化財少年教室(城南中)午後1時～	
4 日	市民バドミントン大会(石岡一高)午前9時～	
5 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談 午前9時～午後4時	
6 火		
7 水		
8 木		
9 金	献血(石岡農協)午前9時30分～午後3時30分 文化財少年教室(城南中)午後1時～	
10 土	手話講習会(市民会館)午後2時～4時	
11 日	点字講習会(市民会館)午前10時～12時	
12 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談 午前9時～午後4時	
13 火		
14 水	着付講座(市民会館)午後1時～ 講師 吉藤佐智子 義肢、車いす器具修理(土浦社会福祉センター)午前9時～12時	

12 月

保育所の入所受付

昭和五十三年度の保育所入所受付等は次のとおりです。
○受付期間
昭和五十二年十二月一日から
昭和五十三年一月三十一日まで

●保育所名

市立第一、第二保育所。照照保育園。泉ヶ丘保育園。ふたば保育園。ひかり保育園。わかかさ保育園。しらゆり保育園。

※保育所へ入所できる児童は、児童の母親が働いていることが条件です。ただし母親以外の人が児童の保育をできる場合は入所できません。
入所希望者は、市福祉事務所へおいでください。

郵便局から

●表札の押売りにご注意
最近郵便局の職員のごとく装って表札を押し売りにしているものがあります。表札の表示を正しく配達するために、表札等の表示をしていただくようお願いはいたしておりますが、表札の販売はいたしておりませんのでご注意ください。

昭和五十二年十月二十四日現在、次の方より、善意銀行へ



●郵便番号のない方へ
局では大切な郵便物を正確に早くお届けするために、郵便番号の記載をお願いしておりますが、新しいご家庭や、紛失、き損している方のために郵便番号簿を配布しておりますので窓口までおいで下さい。

- 預託がありました。今後とも、みなさまの温かいご協力を願います。
- 金銭の部 (敬称略)
- 六千三百五十円 野村和広 東京都
 - 三千円 田口ふみ 八郷町
 - 三千円 岡崎直一郎 国府六
 - 二千円 中村 優 千代田村
 - 二千円 中田誠一 千代田村
 - 二千円 真家慶夫 東大橋
 - 五千円 安達太郎 東大橋
 - 二千円 桜井角之助 行里川
 - 五千円 ろーむ 若松町
 - 一万六千二百六十五円 仲の内
- 物品の部
○電動シン二台 ジャノメシン工業 石岡支店



サイン会の益金を寄贈
さる十月十日伊藤家庭電器商會主催によるチャリティサイン会が行なわれ三万四千八百円(色紙代金額)が寄贈されました。

休日緊急診療当番医日割り表

※受付時間 午前9時～午後3時30分

- 医師の都合で医療機関を変更することがあります。
- 診療時間は午前9時～午後4時までです。
- 緊急を要する患者さんのみの診療です。



12月29日(木) (年末休日)	12月25日(日)	12月18日(日)	12月11日(日)	12月4日(日)	11月27日(日)	11月23日(木) (勤労感謝の日)	月日(欄)
内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	内産外(小児科)科科	診療科目
金丸	親田	休日松	休日佐	休日川	休日親	休日山	医療機関
丸見	見中	日急松	日急久	日急並	日急見	日急王	診療時間
病病	病病	急急中	急急間	急急木	急急病	急急台	所在地
院院	院院	急急病	急急医	急急病	急急病	急急院	電話
国府二	鹿の子	香丸	香丸	香丸	香丸	香丸	
(2)(3)	(3)(2)	(3)(2)	(3)(2)	(3)(2)	(3)(3)	(3)(2)	
3 3 2	0 2 2	0 2 2	0 2 2	0 3 0	0 2 6	0 2 1	
1 5 2	5 1 1	5 2 4	5 2 4	5 3 2	5 1 6	5 2 1	
6 1 8	6 5 4	6 6 1	6 6 1	6 0 2	6 5 1	6 6 3	
1 5 8	5 7 6	5 8 5	5 8 5	5 1 1	5 5 1	5 6 8	

特別減税の請求はお済みですか
昭和五十一年分所得税の特別減税による税金の還付を受けるには、一般の方の場合、税務署から「お知らせ」と同時に送られた「請求書」により、還付請求することになっております。いまだ、還付をうけておられない方は、なるべく早く「請求書」を税務署へ提出して下さい。なお請求書を紛失された方は税務署へ申し出て下さい。

交換コーナー
「まだ使えるがわが家では用なくなった品物」、「ぜひ譲ってほしい品物」など、本紙十月号でお知らせしたところ、早速みなさんから次のとおり、いろいろな品物が登録されていますので、ご希望の方は連絡下さい。

◎ゆずります
バイク(ヤマハメイト新車同様)ホットプレート、ガスオーブン、金銭登録機、食卓用子供椅子、オルガン(以上各一台)乳母車二台
◎ゆずってください
ピアノ、自転車(婦人用、普通)以上各二台、幼児用歩行器電気釜、フオークギター、耕運機、ギター各一台
ゆずりたい品物、欲しい品物の登録方法は、電話かハガキで住所、氏名、電話番号、品目等を市消費生活係へ連絡下さい。
電話(三三三)内線二三八番

おくやみ 9月届出
十月号おくやみ欄中岡野文夫とありましたのは岡野丈夫の誤りで、訂正し深くお詫びいたします。
新しい年を迎えるの抱負や石岡市はこれからどうあるべきかなど、原稿用紙二枚位にまとめ投稿していただかせんか、一月号に掲載いたします。

編集室から